



昴の今日と明日Ⅱ

No.76 Feb20, 2015 (編集・発行)昴☆共生社会研究所

くどいようだけど、もう一遍

「社会福祉法人」を考えた

これまで、社会福祉法人の抱える内部留保やそれにかかわる課税問題について考えてきましたが、その続きです。

1月26日付の福祉新聞によると開催中の国会に提出される法案に「すべての社会福祉法人に無料または低額な料金により福祉サービスを提供することを法律上の責務とすること、またその実績を所轄庁に報告することを義務付ける」ことを盛りこむことが決定されたといひます。また、余裕財産がある法人には社会福祉事業または公益事業の新規事業・拡充計画の作成を義務付けることも決まったといひます。

今さら「エッ」という感じがします。そもそも社会福祉法人は社会福祉法によって「社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。」と定義されています。

ここでいう社会福祉事業は、同法によれば、基本的に各種の「・福祉法」によって定められた事業および生活困難者に対して宿所や医療の提供を低額もしくは無料で行うことなどを指すとなっています。

だから、今回の法律改定に「何を今さら・・・」と、かえって戸惑いを感じるのです。あるいは、そういうことを改めて義務付けねばならないほど怪しい社会福祉法人、つまり、その設立の大義を顧みない法人が蔓延しているということでしょうか。

残念ながら、事実はそうかもしれません。今回の法改正の2点目の「余裕財産」のことですが、過大な剰余金を指しているようですが、高齢分野、障害分野における10%の収支差率は一般企業特に中小ではほんの数%の営業利益を上げることに苦しんでいることを思うと「儲けすぎ」と言われても仕方ありません。

この結果、特養に限っても、全国の7000ヶ所の施設に累積する内部留保は合計で2兆円を超えているといひます。老朽施設の改築や設備の改善などに備えて蓄えているという「言い訳」も一部はその通りでしょう。しかし、だからといって、深刻な人手不足を招いた原因の一つに挙げられる低賃金も解決せず、内部留保を増やし続けるのは、基本的に公費で大半が賄われる社会福祉事業を行う公益法人としては尋常ではありません。莫大な剰余金を内部留保として

積み上げる前に、利用者のサービス向上を図り、職員の賃金に還元することを工夫すべきではないか。

そういう「疑問」に答えることもなく、同じ福祉新聞紙上では介護報酬の引き下げ(2.27%)を報じつつ「介護報酬カット許さん」と大見出しで、全国老健施設協会の「緊急全国集会」の様態を伝えています。いつの時代もどの種別の事業者も繰り返してきた「公費補助のカットはサービスの低下をきたし、利用者が犠牲になる」というお決まりの主張です。言い方を変えれば、利用者を人質にしたような「卑怯」なやり方のように思えるのです。

もちろん、ふんだんに予算が投入されることは、その分、福祉が重要な社会的課題として位置づけられたということの意味します。そしてそれを通して、サービス利用者もその仕事に従事する人もハッピーになることは望ましいことです。

しかし、問題はハッピーになる順番です。当然、一番は利用者でなければなりません。どんな仕事もビジネスも「お客さま」があってこそ成立するのだから、福祉事業も「顧客満足」が一番大切だということに例外ではないはずだ。

福祉事業は公費(税)を中心にして支えられており、その負担(税や保険料)を担いあう国民の合意は「福祉サービス」を利用する人々の「幸せ」が前提です。事業者には、利用者のニーズが充足されるサービス提供を期待しても、「しっかり儲けてください」などとは夢にも考えていないはずだ。

今、国会では平成27年度の予算審議が行われています。過去最高の総額96兆円余りの一般会計のうち社会保障関係予算は約30兆円ですが、内訳は医療11.5兆円、年金11.1兆円、介護2.8兆円その他の福祉(障害、生保等々)4.0兆円となっています。これは国の負担のみで、県や市町村負担、また保険料(年金、医療、介護)を合わせるとおおよそこの4倍ほどになります。ちなみに税収(国の)の見込み額は54兆円といひますから、今後、膨れ上がらざるをえない社会保障制度を維持していく難しさが見えてきます。特養の内部留保の2兆円は介護の国予算と比べるといかに巨額かわかります。

社会福祉法人の役割は「金よこせ」ではなく、これからの福祉を支える仕組みや方法を提案し、多くの国民の理解や支持を得て、豊かな福祉社会づくりの先駆けになることです。